

大学評価基準（機関別認証評価） 新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p style="text-align: center;"><u>はじめに</u></p> <p>この「<u>大学評価基準</u>」は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「<u>機構</u>」という。）が学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学の<u>教育研究活動等の総合的な状況に関する評価</u>（以下「<u>大学機関別認証評価</u>」という。）について定めたものです。大学評価基準は <u>10 の「基準」</u> で構成されています。</p> <p>大学評価基準は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として、<u>大学の教育研究活動等の総合的な状況</u>を評価するためのものです。<u>10 の基準</u>には、<u>学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性</u>を含めて、<u>機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されています</u>。評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、<u>基準を満たしているかどうかの判断を行います</u>。大学全体として、<u>全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしている</u>と判断されることとなります。</p> <p><u>基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定されており、基準を設定した意義や背景等を説明する「趣旨」が記述されています</u>。</p> <p>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「<u>基本的な観点</u>」を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</p> <p><u>大学機関別認証評価においては、各大学に対して教育研究に関する目的の記述を求めます。大学の目的は、それぞれの大学の個性や特色を明示するものであり、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、養成しようとする人材像を含めた大学が達成しようとしている基本的な成果等に言及されなければなりません。大学における自己評価や機構における評価は、この目的に照らして行われることとなります</u>。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>はじめに</u></p> <p>この<u>大学評価基準</u>は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「<u>機構</u>」という。）が学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学に<u>係る機関別認証評価[※]</u>に関するものです。大学評価基準は、<u>11 の基準</u>で構成されています。</p> <p>大学評価基準は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価するためのものです。<u>11 の基準</u>には、<u>機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します</u>。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、<u>基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります</u>。大学全体として、<u>全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしている</u>と判断されることとなります。</p> <p><u>基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして趣旨を設けています</u>。</p> <p>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための<u>基本的な観点[※]</u>を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>なお、機構は、大学評価基準とは別に、機構が独自に行う第三者評価として、選択的評価事項を定め、大学の希望に応じて大学評価基準とは異なる側面から大学の活動を評価します</u>。</p> <p><u>選択的評価事項には、教育活動と関連する側面のみからでは十分に把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を評価するための事項を設けており、その事項に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価を行います</u>。</p>	<p>初出の用語について、詳細を明記した。 構成する基準数を変更したため修正した。</p> <p>基準には関係法令への適合性が含まれることを明確にするため、追記した。</p> <p>本評価は大学の個性や特色に応じて評価することを明確にするため追記した。</p> <p>選択的評価事項は、認証評価と切り離し、別に申請する評価（大学機関別選択評価）として実施するため、削除した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
ii	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>基準1 大学の目的 1</p> <p>基準2 教育研究組織 3</p> <p>基準3 教員及び教育支援者 5</p> <p>基準4 学生の受入 7</p> <p>基準5 教育内容及び方法 9</p> <p style="padding-left: 20px;">○ 学士課程</p> <p style="padding-left: 20px;">○ 大学院課程 <u>(専門職学位課程を含む。)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>基準6 <u>学習成果</u> 13</p> <p>基準7 <u>施設・設備及び学生支援</u> 15</p> <p><u>(基準7に統合)</u></p> <p>基準8 教育の<u>内部質保証</u>システム 17</p> <p>基準9 <u>財務基盤及び管理運営</u> 19</p> <p><u>(基準9に統合)</u></p> <p>基準10 <u>教育情報等の公表</u> 21</p> <hr/> <p>用語の解説 (本文中、^{※)} 印の付されている用語の解説) <u>23</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p><u>はじめに</u> i</p> <p>基準1 大学の目的 1</p> <p>基準2 教育研究組織 <u>(実施体制)</u> 3</p> <p>基準3 教員及び教育支援者 5</p> <p>基準4 学生の受入 7</p> <p>基準5 教育内容及び方法 9</p> <p style="padding-left: 20px;">○ 学士課程</p> <p style="padding-left: 20px;">○ 大学院課程</p> <p style="padding-left: 20px;">○ <u>専門職学位課程</u></p> <p>基準6 <u>教育の成果</u> 13</p> <p>基準7 <u>学生支援等</u> 15</p> <p>基準8 <u>施設・設備</u> 17</p> <p>基準9 教育の<u>質の向上及び改善のためのシステム</u> <u>19</u></p> <p>基準10 <u>財務</u> <u>21</u></p> <p>基準11 <u>管理運営</u> <u>23</u></p> <p>【新規】</p> <hr/> <p>用語の解説 (本文中、^{※)} 印の付されている用語の解説) <u>26</u></p>	<p>字句の修正を行った。(以降の基準を参照。)</p>

頁	新	旧	改訂の理由
1	<p>基準1 大学の目的</p> <p>1-1 大学の目的（<u>使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等</u>）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。</p> <p><u>(10-1に統合)</u></p> <p>趣旨</p> <p>本評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め、<u>各基準において、その内容を踏まえた評価を実施します。大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を言います。</u></p> <p><u>この基準では、大学の目的が明確に定められ、その内容が大学一般に求められている目的に適合しているかについて評価します。</u></p> <p>各大学は、それぞれが持つ設立の趣旨、理念、歴史、環境条件等を踏まえ、<u>社会の中で果たそうとする役割や機能、個性や特色を明確にした上で、その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。さらに、学部、学科又は課程等ごとに、大学院を有する大学においては、研究科又は専攻等ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていることが必要です。それらの内容は、学校教育法に定められた大学又は大学院が果たすべき目的に適合している必要があります。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>基準1 大学の目的</p> <p>1-1 大学の目的（<u>教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等</u>）が明確に定められており、その内容が、<u>学校教育法に規定された</u>、大学一般に求められる目的に適合するものであること。</p> <p><u>1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。</u></p> <p>趣旨</p> <p>本評価においては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、各大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め、その内容を踏まえて評価を実施します。大学の目的とは、大学の使命、教育研究活動を<u>実施</u>する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等を言います。</p> <p>【新規】</p> <p>各大学は、それぞれが持つ設立の理念、歴史、環境条件等を踏まえた上で、その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。<u>また、学部又はその学科等ごとに、大学院を有する大学においては研究科又はその専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていることが必要です。その内容は、学校教育法に定められた大学又は大学院一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。さらに、目的は、教職員や学生等学内に広く周知されているとともに、広く社会に対して公表されている必要があります。</u></p> <p><u>これらのことは、各大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに、その成果を適切に評価するためにも不可欠です。</u></p> <p><u>なお、各大学がその教育研究活動に関して、例えば、国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合、そのことを明示することで、大学の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。</u></p>	<p>「基準10 教育情報等の公表」の新設により10-1に統合した。</p> <p>適切な表現に修正した。</p> <p>本基準での評価の内容を明確にするため追記した。</p> <p>それぞれの大学の個性や特色を明確にすることを強調するため追記した。</p> <p>公表、周知に関しては、基準10に統合したため削除するとともに、適切な表現に修正した。</p> <p>例示のため削除した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
3	<p>基準2 教育研究組織</p> <p>2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 （省略）</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、各大学の教育研究に係る基本的な組織構成や、各種委員会、その他の教育研究活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価します。</p> <p>大学が、その目的の達成に向けて教育研究活動を展開するためには、学部、学科、研究科、専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織）、別科、専攻科、附属施設、センター等（特定の学部又は学科に設置が必要な附属学校、附属病院等を含む。）の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が、有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。</p> <p>また、大学全体や、それぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、教授会、教務委員会等の各種委員会、その他の運営体制が適切に整備され、それらが機能していることが必要です。</p>	<p>基準2 教育研究組織（<u>実施体制</u>）</p> <p>2-1 <u>大学の</u>教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。</p> <p>2-2 （省略）</p> <p>趣旨</p> <p>この基準は、各大学の教育研究に係る基本的な組織や、各種委員会等、その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。</p> <p>大学が、その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう、学部、学科、研究科、専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織）、別科、専攻科、附属施設、センター等（特定の学部又は学科に設置が必要な附属学校、附属病院等を含む。）の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が、その大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備され、機能していることが必要です。</p> <p>また、大学全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を展開していくためには、教授会、教務委員会等の各種委員会といった組織や、その他の運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。</p>	<p>「(実施体制)」の記載は不要のため削除した。</p> <p>教育研究に係る基本的な組織構成の機能は基準5で評価を行うため削除した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
5	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 <u>教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。</u></p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、<u>明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。</u></p> <p><u>(3-2に統合)</u></p> <p>3-3 <u>教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。</u></p> <p>趣旨</p> <p><u>この基準では、大学の目的を達成するために、教員、教育支援者や教育補助者が適切に配置されているかについて評価します。</u></p> <p>大学の教育を実施する上で、個々の教員及び教員組織の果たす役割が重要であるの言うまでもありません。各大学には、大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準<u>あるいは</u>専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、教育研究に係る責任の所在が明確にされた<u>教員組織が編制されていることが必要</u>です。また、質及び量の両面において、<u>教育活動を展開するために十分な教員組織を有していることが求められます。</u></p> <p><u>そのためには、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていることが必要です。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていることが必要です。</u></p> <p>さらに、<u>教育活動を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、ティーチング・アシスタント（TA）等の教育補助者の活用が図られていることが必要</u>です。</p>	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>3-1 <u>教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</u></p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、<u>適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</u></p> <p><u>3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。</u></p> <p>3-4 <u>教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。</u></p> <p>趣旨</p> <p><u>この基準では、基準1で定められた大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。</u></p> <p>大学の教育を実施する上で、個々の教員、<u>及び</u>教員組織の果たす役割が重要であるの言うまでもありません。各大学には、大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準<u>及び</u>専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、<u>教育の目的を達成するために、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制が必要</u>です。また、質、量の両面において、<u>教育課程を遂行するに十分な教員組織を有していることが求められます。さらには、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編制に反映させる体制が機能していることが求められます。</u></p> <p><u>このほか、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。</u></p> <p>さらに、<u>大学において編成された教育課程を遂行する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、TA（ティーチング・アシスタント）等の教育補助者の活用が図られていることが必要</u>です。</p>	<p>基準3においては、「教育課程」よりも広い概念である「教育活動」に係る分析が必要であることを明確にするため、「活動」に修正し、基準の内容を明確化するとともに、「遂行」から「展開」に修正し、適切な表現とした。</p> <p>教員の資質の適切な維持のためには、採用時のみならず、教員の教育及び研究活動等に関する評価が必要であることを明記するとともに、適切な表現に修正した。</p> <p>3-2において教員の研究活動に関する業績評価等が行われていることを評価するため統合した。</p> <p>3-1と同様。また、統合により繰り上げた。</p> <p>当該基準は、教員だけでなく、教育支援者等を含んだものであることを明確化した。</p> <p>旧3-2と旧3-3の統合及び修正に伴い、適切な表現に修正した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
7	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）[※]が明確に定められ、<u>それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。</u></p> <p><u>（4-1に統合）</u></p> <p>4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、各大学の学生の<u>受入方針及び受入状況等</u>について評価します。大学における学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、<u>適切な体制によって、公正かつ妥当な方法により行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見出だすという観点に立って実施されることも併せて重要となります。</u></p> <p><u>そのためには、各大学の教育の目的に沿って、どのような能力や適性等を持った学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた入学者受入方針を明確に定めていることが求められます。</u>その上で、<u>各大学が定めた方針に沿った方法で入学者選抜が実施され、「求める学生」が適切に見出だされていることが必要です。</u></p> <p>なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 <u>教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。</u></p> <p><u>4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</u></p> <p>4-3 実入学者数が、<u>入学定員と比較して適正な数となっていること。</u></p> <p>趣旨</p> <p>この基準では、各大学の学生の<u>受入の状況</u>について評価します。大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、<u>公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されること重要です。</u></p> <p><u>このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどの考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、公表されていることが必要です。</u></p> <p>その上で、<u>これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、大学の「求める学生」が適切に見い出されていることが求められます。</u></p> <p>なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、<u>各大学の</u>実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。</p>	<p>入学者受入方針に関する説明部分は、趣旨に記述していることから削除した。公表、周知に関しては、基準10に統合した。学生の受入方法等を4-1で併せて評価することとしたため修正した。</p> <p>学生の受入方法等は4-1で評価することとしたため統合した。</p> <p>旧4-1と旧4-2の統合に伴い、練り上げた。</p> <p>本基準での評価の内容を明確にするため追記した。</p> <p>公表、周知に関しては、基準10に統合したため削除するとともに、適切な表現に修正した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
9	<p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>(学士課程)</p> <p>5-1 <u>教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)※が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</u></p> <p>5-2 (省略)</p> <p>5-3 <u>学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)※が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u></p> <p>(大学院課程(専門職学位課程を含む。))</p> <p>5-4 <u>教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。</u></p> <p>5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等(研究・論文指導を含む。)が整備されていること。</p> <p><u>(5-5に統合)</u></p> <p>5-6 <u>学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。</u></p> <p><u>(5-4、5-5、5-6に統合)</u></p>	<p>基準5 教育内容及び方法</p> <p>(学士課程)</p> <p>5-1 教育課程が<u>教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。</u></p> <p>5-2 (省略)</p> <p>5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が<u>適切であり、有効なものとなっていること。</u></p> <p>(大学院課程)</p> <p>5-4 教育課程が<u>教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。</u></p> <p>5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</p> <p><u>5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。</u></p> <p>5-7 成績評価や単位認定、修了認定が<u>適切であり、有効なものとなっていること。</u></p> <p>(専門職学位課程)</p> <p><u>5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。</u></p> <p><u>5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。</u></p> <p><u>5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。</u></p> <p><u>5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。</u></p>	<p>「学士課程教育の構築に向けて」(答申)を受け、明確に定められた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程が編成されるべきであることを明確化した。</p> <p>「学士課程教育の構築に向けて」(答申)を受け、明確に定められた学位授与方針に基づき、卒業認定が適切に実施されているべきであることを明確化した。</p> <p>学士課程と同様の理由から修正した。</p> <p>学習指導法等には研究・論文指導が含まれることを明示した。</p> <p>研究指導は5-5で評価するため、統合した。</p> <p>学士課程と同様の理由から修正した。また、旧5-5と旧5-6の統合に伴い、繰り上げた。</p> <p>専門職学位課程については、5-4から5-6で評価するため、統合した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
9	<p>趣旨</p> <p><u>この基準では、各大学の教育内容及び方法について評価します。</u></p> <p>各大学の教育内容及び方法は、<u>学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準あるいは専門職大学院設置基準に定められた大学に求められる内容を満たすものであると同時に、その大学の教育の目的を体現するものであることが必要です。</u></p> <p><u>そのためには、教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であることが必要です。</u></p> <p>また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等 <u>(大学院課程においては、研究・論文指導を含む。)</u> が整備されていることが必要です。</p> <p>大学では、<u>学位授与方針が明確に定められており、学生が修得する単位や取得する学位は、その方針に照らして、適切に認定・授与されなければなりません。</u>大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められます。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとする<u>ことが必要です。</u></p> <p><u>この基準では、学士課程、大学院課程（専門職学位課程を含む。）のそれぞれについて、評価を行います。</u></p>	<p>趣旨</p> <p><u>教育内容及び方法は、大学教育の質の保証を行う上で、根幹的な部分です。</u></p> <p>各大学の教育内容及び方法は、大学設置基準、大学院設置基準<u>及び専門職大学院設置基準に示された、一般的に大学に求められる内容を満たすものであると同時に、その大学の教育の目的を体現するものである必要があります。</u></p> <p><u>教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であることが必要です。</u>また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていることが必要です。</p> <p>さらに、<u>学生が修得する単位や取得する学位は、大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められています。</u>各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとする<u>ことが求められます。</u></p> <p><u>本基準には、学士課程、大学院課程及び専門職学位課程で、その特性に応じて、それぞれ別の基準が定められています。通信教育を行う課程を置いている場合には、大学通信教育設置基準等の内容を踏まえつつ、学士課程、大学院課程及び専門職学位課程の基準に準じて評価します。また、別科を設置している場合には、その課程については、学士課程の基準に準じて評価します。専攻科を設置している場合には、その課程については、大学院課程の基準に準じて評価します。</u></p>	<p>本基準での評価の内容を明確にするため修正した。</p> <p>教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程が編成されることを明確化した。</p> <p>学位授与方針に基づき、学位が授与されることを明確化した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
13	<p>基準6 <u>学習成果</u></p> <p>6-1 <u>教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、<u>学生が身に付けるべき知識・技能・態度等</u>について、<u>学習成果</u>が上がっていること。</u></p> <p>6-2 <u>卒業（修了）後の進路状況等から判断して、<u>学習成果</u>が上がっていること。</u></p> <p>趣旨</p> <p><u>この基準では、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果（ラーニング・アウトカム）[※]について評価します。</u></p> <p>大学の教育等に関する各種の取組が計画どおりに行われていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学生が享受した、あるいは、<u>将来的に享受するであろう学習成果を、<u>大学は適切な情報を基に把握し、自己評価</u>しなければなりません。</u></p> <p><u>教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、<u>学生が身に付けるべき知識・技能・態度等</u>について、<u>単位修得、卒業（修了）等の状況、及び学生からの意見聴取の結果等から判断して、<u>学習成果</u>が上がっていることが必要です。</u></u></p> <p><u>また、<u>卒業（修了）後の進学や就職等の進路の状況、及び卒業（修了）生や進路先における関係者からの意見聴取の結果等から判断して、<u>学習成果</u>が上がっていることが必要です。</u></u></p> <p><u>各大学や学部・研究科等では、<u>教育の目的や学問分野の特性に応じて、記載した方法以外にも適切な方法により学習成果を把握し、自己評価</u>することが望まれます。</u></p>	<p>基準6 <u>教育の成果</u></p> <p>6-1 <u>教育の目的において意図している、<u>学生が身に付ける学力、資質・能力</u>や養成しようとする人材像等に照らして、<u>教育の成果や効果</u>が上がっていること。</u></p> <p>【新規】</p> <p>趣旨</p> <p><u>大学の教育の目的において、<u>教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図しているのか</u>という点は、極めて重要です。大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、<u>実績を上げている</u>ことは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、<u>大学は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握</u>しなければなりません。</u></p> <p>【新規】</p>	<p>学生が修得すべき学習成果を重視した評価を行うことを明確にするため、基準の名称を適切なものに変更した。</p> <p>「学士課程教育の構築に向けて」（答申）において、学生が身に付けるべき学習成果として、「知識・技能・態度等」が求められていることに合わせて表現を修正した。基準の名称の修正に伴い、「教育の成果や効果」から「学習成果」に修正した。</p> <p>6-1においては、大学内での、6-2においては、大学外からの評価として、区分するため基準を分割した。</p> <p>本基準での評価の内容を明確にするため修正した。</p> <p>機構が必要と考える学習成果の評価方法を例示した。</p> <p>各大学が、教育目的や学問分野の特性に応じて、自ら適切と考える方法により、学習成果について自己評価を行うことが求められることを明確化した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
15	<p><u>基準7 施設・設備及び学生支援</u></p> <p><u>7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。</u></p> <p><u>(7-1に統合)</u></p> <p><u>7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</u></p> <p><u>(7-1及び7-2に統合)</u></p> <p><u>(7-2に統合)</u></p>	<p><u>基準8 施設・設備</u></p> <p><u>8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</u></p> <p><u>8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。</u></p> <p><u>基準7 学生支援等</u></p> <p><u>7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。</u></p> <p><u>7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。</u></p> <p><u>7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</u></p>	<p>基準の統合に伴い、繰り上げた。学生生活の基盤となる施設及び設備等と学生支援の状況を総合的に評価するため旧基準7と旧基準8を統合した。</p> <p>基準の名称の変更に伴い、適切な表現に修正した。</p> <p>7-1で評価するため、統合した。</p> <p>統合に伴い、適切な表現に修正した。</p> <p>学生の自主学習を支援する環境は7-1、課外活動等の学生の活動に対する支援は7-2で評価することとしたため、それぞれに統合した。</p> <p>7-2で評価するため、統合した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
15	<p>趣旨</p> <p>この基準では、<u>第一に、施設及び設備等について</u>評価します。</p> <p>講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていないと見なされなければなりません。また、図書館が整備され、学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供していなければなりません。<u>加えて、自主学習や課外活動のための施設・設備の整備も重要です。</u>これらは同時に、大学の有する資産として、<u>適切に維持・管理されており、安全・防犯に関する体制も整備</u>されていないと見なされなければなりません。</p> <p><u>第二に、学生支援について</u>評価します。</p> <p>学生は、<u>大学生生活を送る上で、様々な問題に直面</u>します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、大学としては<u>学生の抱える問題やニーズを把握するとともに、適切な支援を行うことが必要</u>です。学生が抱える問題等としては、授業の履修、学習に関するもの、生活、就職に関するもの、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の<u>整備が必要</u>です。また、<u>学生の部活動や自治会活動等の課外活動は広い意味での大学教育の一環として重要であり、これらの課外活動が円滑に行われるよう支援が必要</u>です。さらに、<u>経済的に就学が困難な学生に関する援助等</u>が考えられ、学生支援として必要な要素です。<u>留学生、社会人学生、障害のある学生等、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対して適切な支援を行っていくことも必要</u>です。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>趣旨（基準8）</p> <p>この基準では、<u>各大学の目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを</u>評価します。</p> <p>講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていないと見なされなければなりません。また、図書館が整備され、<u>学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集、整理されており、かつ実用に供していなければなりません。</u>これらは同時に、大学の有する資産として、<u>メンテナンスやセキュリティについても管理</u>されていないと見なされなければなりません。</p> <p>趣旨（基準7）</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>学生は、<u>大学で学習をする上で、また生活をする上で、様々な問題に直面</u>します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、大学としての<u>適切な支援が必要</u>です。</p> <p>学生が抱える問題としては、授業の履修、学習に関する<u>問題</u>、生活、就職に関する<u>問題</u>、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の<u>対応が要求</u>されます。</p> <p><u>その一方で、授業外での知識資源へのアクセスを含め、自己学習への施設・設備面での支援や、学習者コミュニティの形成支援、経済的<u>就学困難</u>に関する援助等が考えられ、これらもまた、学生支援として必要な要素</u>です。</p> <p><u>また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対して適切な支援を行っていくことも必要</u>です。</p> <p><u>これらの支援を効果的に行うためには、学生支援に関する明確な目的を設定し、質、量ともに適切な人員及び施設、設備を配置し、それらを組織的に機能させることが必要</u>となります。学生の抱える問題や、学習のためのニーズは<u>多種多様</u>です。<u>特別な支援を行うことが必要と考えられる学生のニーズの把握はもちろんのこと、一般の学生のニーズも多様化しているために、学生のニーズを把握する取組も必要</u>です。</p>	<p>本基準での評価の内容を明確にするため修正した。</p> <p>本基準での評価の内容を明確にするため追記した。</p> <p>施設・設備面での支援については7-1で評価するため、修正した。また、基準の統合に伴い、適切な表現に修正した。</p> <p>問題点やニーズの把握は、学生支援の前提であるので、その記述を前に移し、重複した記述を削除した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
17	<p>基準 8 <u>教育の内部質保証システム</u></p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて<u>教育の質の改善・向上</u>を図るための体制が整備され、<u>機能していること</u>。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、<u>教育の質の改善・向上</u>を図るための取組が適切に行われ、<u>機能していること</u>。</p> <p>趣旨</p> <p><u>この基準では、教育の内部質保証システムについて評価します。</u></p> <p>教育の目的を達成するためには、<u>教育の状況について継続的に点検・評価し、その教育の質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことが求められます。</u>そのためには、<u>教育の取組状況や、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果を点検・評価し、その結果に基づいて、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、実際に機能していることが必要です。</u>点検・評価に際しては、<u>大学内外の関係者の意見を採り入れることも重要です。</u></p> <p>また、<u>教員に対する研修や相互授業参観等のファカルティ・ディベロップメント (FD)[※]、教育支援者及び教育補助者への研修等、その資質向上を図るための取組が適切に行われ、それらが機能していることが必要です。</u></p>	<p>基準 9 <u>教育の質の向上及び改善のためのシステム</u></p> <p>9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、<u>取組が行われており、機能していること</u>。</p> <p>9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、<u>その資質の向上</u>を図るための取組が適切に行われ<u>ていること</u>。</p> <p>趣旨</p> <p>【新規】</p> <p>教育等の目的を達成するためには、<u>教育の質の向上や継続的改善が必要となります。</u>そのためには、<u>教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際に取組が行われ、機能していることが求められます。</u>仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても、<u>外的環境の変化等への対応として、大学内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。</u></p> <p>また、<u>この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント[※]が適切に行われているか、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど、基準 1 に定めた大学の目的に沿って、不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され、機能しているかを評価します。</u></p>	<p>旧基準 7 「学生支援等」、旧基準 8 「施設・設備」の統合に伴い、繰り上げた (8-1、8-2 同様)。 また、内部質保証システムを重視した評価を行うことから名称を変更した。</p> <p>改善・向上を図る対象を明確にするため「教育の質の」と補足した。</p> <p>改善・向上の対象を「教育の質」と明確にするため修正した。また、実際に機能していることも重要であるため追記した。</p> <p>本基準での評価の内容を明確にするため修正した。</p> <p>教育の内部質保証システムに関する本基準の趣旨を明確にするために、より適切な表現に修正した。</p> <p>「教材、学習指導法に係る研究開発」は教育の内部質保証システムの機能の一環と考えられるため具体例からは削除した。 FDにおける、組織としての取組の具体例を補足した。 「基準 1 に定めた…」は趣旨の冒頭に移動するとともに、適切な表現に修正した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新		改訂の理由
19	<p><u>基準 9 財務基盤及び管理運営</u></p> <p><u>9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</u></p> <p><u>(9-1に統合)</u></p> <p><u>(9-1に統合)</u></p> <p><u>9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</u></p> <p><u>(9-2に統合)</u></p> <p><u>9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。</u></p>	<p><u>基準 10 財務</u></p> <p><u>10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。</u></p> <p><u>10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。</u></p> <p><u>10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。</u></p> <p><u>基準 11 管理運営</u></p> <p><u>11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。</u></p> <p><u>11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。</u></p> <p><u>11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。</u></p>	<p>基準の統合に伴い、繰り上げた。 (以下同様) 教育活動を支援するための状況を総合的に評価するため、運営面に関する旧基準 10 と旧基準 11 を統合し、名称を適切な表現に変更した。</p> <p>財務に関する内容を総合的に評価するため統合した。</p> <p>財務に関する内容を総合的に評価するため統合した。</p> <p>財務に関する内容を総合的に評価するため統合した。</p> <p>9-2における「管理運営体制」内容の一部として評価するため統合した。</p> <p>本基準では、自己点検・評価が行われていることだけでなく、継続的に改善するための体制が整備されており、それが機能していることが必要であることを明確化した。 公表、周知に関しては、基準 10 に統合したため削除した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
19	<p>趣旨</p> <p><u>この基準では、第一に、財務基盤や財務運営について評価します。</u></p> <p>大学の諸活動には財務の裏付けが不可欠です。教育研究活動を組織として、将来にわたって適切かつ安定的に展開するためには、安定した財務基盤が必要となります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、<u>一定の入学者数を確保する必要があります。</u>また、危機管理として、<u>予測不可能な外的環境の変化等に対して、適当な自己資本（資金・資産）を保有しておくこと等も必要となります。</u>各大学は、<u>各種財源から収入を得て、それを管理・運用し、それぞれの目的に応じて予算を配分しますが、その際に、明確な計画、配分の方針が策定され、履行されていないとなりません。</u>加えて、<u>大学の財務状況を明らかにするための財務諸表等が作成され、また、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されている必要があります。</u></p> <p><u>第二に、管理運営体制・事務組織について評価します。</u></p> <p><u>教育研究の目的達成のためには、事務組織を含めた管理運営組織が教育研究等に関わる活動を支援、促進すべく有機的に機能していることが重要です。</u>予測不可能な外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理体制の整備も不可欠です。また、各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的に運営することが必要です。さらには、<u>大学内外の関係者の意見やニーズを把握した上で、組織として、迅速で的確な意思決定を行う必要も</u>あります。</p> <p><u>また、基準8「教育の内部質保証システム」では、教育活動についての自己点検・評価システムを評価しますが、本基準においては、大学の活動の総合的な状況に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能しているか</u>を評価します。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>趣旨（基準10）</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要となります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、<u>安定した入学者数の確保が必要となります。</u>また、<u>予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要となります。</u></p> <p>また、<u>大学は各種財源から収入を得て、それを管理し、大学の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていないとなりません。</u>また、<u>財務諸表等、大学の財務状況が公表されるとともに、自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。</u></p> <p>趣旨（基準11）</p> <p><u>【新規】</u></p> <p>大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、<u>管理運営組織が教育研究等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。</u>予期できない外的環境の変化等への対応、構成員への法令遵守や研究者倫理等を含めた危機管理体制の整備も重要です。また、各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。さらには、<u>大学内外の関係者のニーズを把握した上で、組織として効果的な意思決定がなされる必要</u>があります。</p> <p><u>大学は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。</u>基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、<u>教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能していること、そして自己点検・評価の結果が公表されていること</u>を評価します。</p> <p><u>また、大学には、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するために、大学の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を広く社会に提供することが求められます。</u></p>	<p>本基準での評価の内容を明確にするため修正した。</p> <p>公表に関しては、基準10に統合したため削除し、適切な表現に修正した。</p> <p>本基準での評価の内容を明確にするため修正した。</p> <p>管理運営組織には、事務組織が含まれていることを明確化した。</p> <p>十分に周知されていると考えられているため削除した。</p> <p>公表、周知に関しては、基準10に統合したため削除した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
21	<p><u>基準 10 教育情報等の公表</u></p> <p><u>10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。</u></p> <p><u>趣旨</u></p> <p><u>大学は公的な教育研究機関として、大学に関係する者（ステークホルダー）に対し、その教育研究活動等の状況に関する情報を積極的に公開することにより、説明責任を果たすことが求められます。大学に関係する者は、入学志願者、在学者、保護者、卒業（修了）生の雇用者に加え、納税者等社会一般が考えられ、多様であり、それぞれが求めている情報も多種多様です。この基準では、これらの情報が適切に公表され、説明責任が果たされているかについて評価します。</u></p> <p><u>大学及び大学を構成している学部・研究科等の目的は、社会に対して公表され、構成員に周知されていることが必要です。</u></p> <p><u>また、教育に関する基本方針、すなわち、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針が公表され、入学志願者に対してどのような能力や適性等を求めているのか、在学生に対してどのような教育を行い、卒業（修了）生にはどのような知識・技能・態度等を身に付けさせようとしているのか等の情報が、大学に関係する者に提供されていることが求められます。</u></p> <p><u>さらに、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程及び学生の状況等、教育活動の状況に関する基本的な情報はもとより、自己点検・評価の結果を含めて、教育研究活動等の状況に関する情報が適切に公表されていることが必要です。</u></p>	<p><u>【新規】</u></p>	<p>大学における「教育情報等の公表」を重視した評価を行うことから基準を新設した。</p> <p>また、旧基準における公表、周知に関する内容を本基準に整理、統合したほか、平成 23 年 4 月に施行予定の学校教育法施行規則等を踏まえ、趣旨を新設した。</p>